

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

水 道 局	(平成 28 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>5 会計 (1) 固定資産減損の未計上</p> <p>遊休土地（郷六地内用地）や休止浄水場の正味売却価額が明らかでないため、減損損失の認識が不要である根拠を確認できない。</p> <p>また、富田浄水場は平成 28 年 7 月に用途廃止が行われているため、修正後発事象に該当すると認められ、平成 27 年度財務諸表において減損損失の計上もれがあったと考えられる。</p> <p>金額的重要性のある遊休資産について、正味売却価額の評価を行う。正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、当該差額を適時に減損損失として計上する。</p>	<p>平成 30 年 11 月に「減損処理に関する事務取扱要綱」を制定し、金額的重要性のある遊休資産等については、減損処理を行うこととした。</p> <p>平成 30 年度に減損の兆候があった郷六地内用地については、正味売却価額の評価を行った結果、正味売却価額が帳簿価額を下回ったため、平成 30 年度決算において、当該差額を減損損失として計上した。</p> <p>また、用途廃止した富田浄水場に係る資産のうち、今後全く使用する見込みのない資産については、平成 28 年度決算において、帳簿価格をゼロとする有姿除却処理を行った。</p> <p>なお、用途廃止していない休止浄水場については、上記要綱において、減損処理の対象としている遊休資産に該当しないため、減損処理の対象外として整理した。</p>